

東日本大震災に係る緊急要望書

平成23年5月2日

千葉県市長会

東日本大震災に係る千葉県への緊急要望について

東日本大震災は、東北地方から関東地方にかけての広範囲にわたり、未曾有の被害をもたらしました。

特に、本県では、旭市を始めとする7市1町が災害救助法の適用対象地域に指定されるなど、人的被害や、津波による家屋等の損壊及び停電、断水等に加え、液状化現象による家屋の傾斜や沈下等が大規模に発生し、住民の生活基盤に甚大な影響を受けています。

また、東京湾岸の埋立地や内陸の河川沿いの低地では、液状化現象に見舞われ、道路や上下水道、ガス等のライフラインが壊滅的な打撃を受けるとともに、千葉県石油コンビナート等特別防災区域内において高圧ガスタンクの爆発火災や油流出事故が発生するなど、住民の生命と財産が脅かされる、緊迫した状況が何日間も続いておりました。

今後も、今回のような大地震により、東京湾岸の工業団地内で大きな事故が発生した場合、大惨事につながることは明らかであることから早急に対応策を講じることが求められております。

一方、福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質の飛来、高レベル汚染水の流出や低レベル汚染水の海洋への大量放出により、地震、津波による直接的な被害以外にも水道水の摂取制限や農畜水産物への風評被害、さらには観光客の激減等、県全域において甚大な被害を及ぼしております。

千葉県産の農産物については、出荷停止が解除されましたが、未だ風評被害による価格の低迷や買い控え等の

現象は払拭されておらず、農業・漁業関係者の生活に深刻な影響を与えており、また、旅行等の自粛による相次ぐ宿泊客のキャンセル等、全国有数の農業県、水産県、そして観光県である千葉県にとって、誠に憂慮すべき事態と危惧をしております。

この他にも、商業、工業等の産業が震災により直接的、間接的な影響を受けており、関係自治体では様々な対応策を講じているところではありますが、各自治体のみの努力だけでは対応に限界があることから、県として、強い取り組みが求められております。

つきましては、今回の国家的危機を乗り越え、県民が一日も早い安心安全な生活環境の回復を図るため、緊急に県の支援が必要な事項を下記のとおり取りまとめましたので、特段の措置を講じられますよう強く要望いたします。

記

- 1 東京湾臨海部の埋立て区域について、今後の防災対策を講じるに当たり、土地造成の起業者である県の責任において、早急に地質調査等を実施し、データの収集・分析を行うとともに、地元自治体や住民等に迅速かつ正確な情報提供を図ること。
- 2 千葉県石油コンビナート等特別防災区域内における液状化被害が危惧されていることから、その特殊性に鑑み、千葉県において、迅速な調査を実施し、早急に対策を講じること。
- 3 放射線物質による農水産物の風評被害に対し、国は

もとより県の強いリーダーシップのもと、種々の取り組みを通じて、県産農畜水産物等の安全性を一層PRし、早急に信頼回復を図ること。

- 4 農産物の出荷停止を始め、風評被害を受けた農業・畜産業・漁業関係者に対し、県は国とともに万全の補償措置を行うこと。
- 5 放射線物質による風評被害や旅行等の自粛による影響は、県内産業の多方面にわたっており、とりわけ、観光・宿泊業を主たる産業としている地域においては、観光客の激減により、業績が急激に悪化するなど、深刻な打撃を受けていることから、早急に県の制度融資拡充等を始めとする財政支援の充実・強化を図るとともに、観光客誘致への取り組みを積極的に行うこと。
- 6 災害復旧及びまちづくりの復興を行う上で、新たに発生する課題について、県と意見交換を行うことのできる仕組みを構築すること。
- 7 千葉港内の護岸については、港湾の管理者として、安全性を確保する観点から復旧箇所への特別な支援を行うこと。

平成23年5月2日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

千葉県市長会長 根本 崇